

## 特許出願等復興支援規則（会令第90号）

制 定（平成24年5月25日定期総会決議、即日施行、同年6月29日公示）

改 正（平成26年3月19日第2回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示）

（平成27年1月21日第1回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示）

（令和3年5月28日定期総会決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示）

### （趣 旨）

**第1条** この規則は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）の規定に基づいて、同法第2条第1項により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）の被災地の復興を支援するため、日本弁理士会（以下「本会」という。）が特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行う者に対して行う援助措置について規定するものとする。（改正、令3・5・28 定期）

### （特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願の援助対象者）（見出し改正、令3・5・28 定期）

**第2条** この規則による特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願の援助対象者は、当該激甚災害に起因した被害を受けた者（以下「被援助者」という。）であって、次に掲げる者とする。（改正、令3・5・28 定期）

- （1）災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用される地域のうち、本会の会長（以下「会長」という。）が指定する地域（以下「指定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、自ら有用性のある発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした個人（改正、令3・5・28 定期）
  - （2）指定被災地域に住所又は居所を有する者であって、有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている個人
  - （3）指定被災地域に住所又は居所を有する者であって、会長が指定する中小企業者に該当し、有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている法人（ただし、他の法人に支配されていない法人に限る。）
- 2 前項各号の規定にかかわらず、被災により住所又は居所を指定被災地域外に移した者は、指定被災地域に住所又は居所を有する者とみなす。

### （商標登録出願の援助対象者）

**第2条の2** この規則による商標登録出願の援助対象者は、被援助者であって、次に掲げる者とする。

- （1）指定被災地域に住所又は居所を有する者であって、有用性のある事業活動を自ら実施している又は実施しようとしている個人
- （2）指定被災地域に住所又は居所を有する者であって、会長が指定する中小企業者に該当し、有用性のある事業活動を自ら実施している若しくは実施しようとしている又は他人に実施させている若しくは実施させようとしている法人（ただし、他の法人に支配されていない法人に限る。）

- 2 前項各号の規定にかかわらず、被災により住所又は居所を指定被災地域外に移した者は、指定被災地域に住所又は居所を有する者とみなす。

(本条追加、令 3・5・28 定期)

#### (援助の内容)

**第3条** 援助の内容は、特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）の全部又は一部の負担とする。

- 2 前項の援助は、激甚災害ごとに会長が指定する期間内（以下「指定期間」という。）に申請されたものを対象とする。

- 3 前項の指定期間は、指定被災地域を指定した日から5年を超えない範囲とする。

#### (援助の申請)

**第4条** 前条に定める援助を申請する被援助者は、国、地方公共団体若しくはこれらの機関又はこれらから事業の運営を委託された機関のうち、会長が指定するもの（以下「指定機関」という。）による推薦又は紹介を得なければならない。

- 2 援助の申請は所定の申請書により行うものとし、当該申請書には次の事実を記載しなければならない。

(1) 指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実

(2) 激甚災害に起因した被害を受けた事実（ただし、特に被害が大きいことが明らかな地域に住所又は居所を有する者については、この限りでない。）

- 3 援助の申請書には、指定機関による推薦又は紹介の事実を証する書面を添付しなければならない。

#### (援助の決定)

**第5条** 会長は、援助の申請があったときは、知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）に審査させ、その報告に基づいて、援助の可否及び内容を速やかに決定しなければならない。

#### (審査、受任会員の選任及び被援助者の義務)

**第6条** 支援センターは、前条の援助の申請を遅滞なく審査し、その結果を会長に報告しなければならない。

- 2 援助すべき特許出願等の手続を受任する会員（以下「受任会員」という。）は、被援助者が選任する。ただし、被援助者が選任した受任会員が内規に定める特別の事由に該当するときは、会長は、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。（改正、平 26・3・19 臨時）

- 3 前項の選任に際して被援助者が受任会員の紹介を求めたときは、支援センターは、被援助者に受任会員の候補者を紹介することができる。（本項追加、平 27・1・21 臨時）

- 4 被援助者は、第2条の規定により援助を受けた特許出願等の手続について会長に報告しなければならない。（旧第3項繰下、改正、平 27・1・21 臨時）

#### (秘密保持義務)

**第7条** 会長、副会長、執行理事、支援センターのセンター長、副センター長、運営委員及び支援員、受任会員並びに本会の職員は、援助について職務上知り得た個人的又は営業上の秘密を被援助者の同意なく第三者に洩らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

**(内規への委任)**

**第8条** この規則に定めるもののほか、会長による指定被災地域、中小企業者、指定期間、指定機関の指定の基準、手続費用の基準その他特許出願等の手続の援助に必要な事項は内規で定める。(改正、平 26・3・19 臨時)

**附 則**

この規則は、平成24年5月25日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、令和3年5月29日から施行する。

## 特許出願等復興支援規則施行細則（内規第112号）

制 定（平成24年3月28日執行役員会決議、同年5月25日から施行、同年6月29日公示）

改 正（平成24年5月30日執行役員会決議、即日施行、同年6月29日公示）

（平成26年2月5日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示）

（平成26年8月20日執行役員会決議、即日施行、同年9月16日公示）

（平成26年12月10日執行役員会決議）

（平成27年3月4日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示）

（平成27年6月4日執行役員会決議、同年6月8日から施行、同年7月15日公示）

（平成28年6月29日執行役員会決議、即日施行、同年8月15日公示）

（平成29年2月22日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月15日公示）

（平成29年12月27日執行役員会決議、同30年1月1日から施行、同30年3月15日公示）

（令和3年3月24日執行役員会決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示）

（令和6年9月18日執行役員会決議、即日施行、同年10月25日公示）

### （目 的）

**第1条** この規則は、「特許出願等復興支援規則（会令第90号）」（以下「復興支援規則」という。）第8条の規定に基づいて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は事業活動に使用する商標の商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）の援助に必要な事項を定めることを目的とする。

### （有用性のある発明等の認定基準及び援助対象者の判定基準）

**第2条** 復興支援規則第2条に規定する「有用性のある発明等」とは、新規事業の創出等、何らかの形で被災地の復興に貢献する可能性が高く、かつ特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける蓋然性がある発明、考案又は意匠をいう。

2 日本弁理士会会長（以下「会長」という。）は、復興支援規則第2条に規定する「被援助者」から、手続費用の支払いに充てる資金を容易に確保することができる者等、明らかに援助の必要がないと認められる者を除くことができる。

3 会長は、復興支援規則第2条に規定する「被援助者」から、次の各号のいずれかに該当する者を除くことができる。

（1）反社会的勢力又はこれらに準ずる者

（2）申請時に禁固以上の刑に服している者

（3）偽計、威力又は脅迫的言動等を用いて日本弁理士会（以下「本会」という。）の業務を妨害する者

（4）誹謗又は中傷により本会の信用を毀損する者

（5）第3号又は第4号に該当するおそれがあると執行役員会が認めた者

（有用性のある事業活動の認定基準及び援助対象者の判定基準）

**第2条の2** 復興支援規則第2条の2第1項各号に規定する「有用性のある事業活動」とは、当該事業活動を既に実施している又は当該事業活動についての実施計画が既に具体的に定まっている事業であって、かつ、何らかの形で被災地の復興に貢献する可能性が高い事業をいう。

2 会長は、復興支援規則第2条の2第1項各号に規定する「被援助者」から、手続費用の支払いに充てる資金を容易に確保することができる者等、明らかに援助の必要がないと認められる者を除くことができる。

3 会長は、復興支援規則第2条の2第1項各号に規定する「被援助者」から、次の各号のいずれかに該当する者を除くことができる。

- (1) 反社会的勢力又はこれらに準ずる者
- (2) 申請時に禁固以上の刑に服している者
- (3) 偽計、威力又は脅迫的言動等を用いて本会の業務を妨害する者
- (4) 誹謗又は中傷により本会の信用を毀損する者
- (5) 第3号又は第4号に該当するおそれがあると執行役員会が認めた者

#### **(会長による被災地域等の指定の基準)**

**第3条** 復興支援規則第2条に規定する「指定被災地域」は、会長が激甚災害に起因した被害が大きいと判断した地域から指定するものとする。

2 復興支援規則第2条第1項第3号及び第2条の2第1項第2号に規定する「中小企業者」は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）第2条にいう中小企業者から会長が指定するものとする。

3 復興支援規則第2条第1項第3号及び第2条の2第1項第2号に規定する「他の法人に支配されていない法人」とは、被援助者以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していない法人であり、かつ、被援助者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していない法人をいう。

4 復興支援規則第3条第2項の「指定期間」は、次の各号に掲げる災害にあつては、当該各号に規定する期間を限度として会長が指定するものとする。

- (1) 特に被害が大きい激甚災害 5年間
- (2) その他の激甚災害 1年間

5 復興支援規則第4条1項に規定する「指定機関」は、会長が次の各号に規定する機関から指定するものとする。

- (1) 経済産業局知的財産室及び沖縄総合事務局知的財産室
- (2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館
- (3) 知財総合支援窓口
- (4) 地方公共団体
- (5) 地方公共団体が設立した公益社団法人又は公益財団法人
- (6) 前5号に掲げるもののほか、中小企業者等の支援を行う公的機関

#### (援助の内容)

**第4条** 復興支援規則第3条第1項に規定する手続費用の全部又は一部の負担は、復興支援規則第2条第1項各号に該当する個人又は法人に対して行うことができる。

#### (実施の認定基準)

**第5条** 復興支援規則第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号に規定する「実施」は、実施の内容に具体性がなければならない。

#### (手続費用の内容)

**第6条** 復興支援規則第3条第1項に規定する「手続費用」は、出願時に要する特許印紙代、弁理士報酬、及び実費（旅費、印書代、図面代等）を含むものとする。

2 旅費は、執行役員会の承認を得た場合以外はこれを支給しない。

3 特許印紙代について国により軽減措置が講じられている個人、法人に対しては、それに従うものとする。

#### 第7条 削除

#### (援助の申請)

**第8条** 援助の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1により作成した特許出願等支援申請書（以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 申請者は、様式1に掲げる事項を、本会が定めるオンライン申請用のフォームに入力することにより、申請書を提出することもできる。

3 申請者は、次の各号のいずれかの場合には、復興支援規則第4条第3項に規定する書面の提出を省略することができる。

(1) 様式1「推薦又は紹介を受けた指定機関及び当該指定機関の連絡先」の欄に記載がある場合。

(2) 様式1の申請書に準ずる申請書であって、指定機関の推薦又は紹介の用に供されるべきものとして会長が認めた申請書を提出する場合。

(3) 指定被災地域で発生した激甚災害に起因する被害を受けた事実を証明する公的書類を提出する場合。

#### (審査)

**第9条** 知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）の出願等援助部は、前条により提出された申請書に基づき、第2条から第5条までに規定する基準に該当するか否かの審査を行う。

2 前項の審査は書類審査とし、必要に応じて面接審査をすることができる。

3 出願等援助部は、提出された申請書のみでは判断が困難である場合は、審査に要する書類の更なる提出を求めることができる。

#### (報告)

**第10条** 出願等援助部は、第8条の申請書の審査をしたときは、遅滞なく支援センターのセンター長（以下「センター長」という。）に報告しなければならない。

2 センター長は、出願等援助部からの報告に基づき、審査結果を執行役員会に報告しなければならない。

#### （援助等の決定）

**第11条** 執行役員会は、センター長からの前条第2項の報告に基づいて、援助の可否、負担の上限額等の決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、執行役員会はその内容を申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定による決定については、不服の申立をすることができない。

#### （受任会員の選任と援助の実行）

**第12条** 前条第1項の決定により援助を受けることが可能になった申請者は、会長に対し、選任した受任会員について報告しなければならない。受任会員を変更した場合も、同様とする。

#### （受任会員の変更）

**第12条の2** 復興支援規則第6条第2項の「特別の事由」は、次に掲げるものとし、会長は、前条の報告に係る受任会員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定にかかわらず、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。

（1）受任会員が日本弁理士会会則（会則第17号。以下「会則」という。）会則第49条第2項第2号又は会則第54条の2第2項第2号の処分を受けているとき。

（2）受任会員が会則第49条第2項第3号又は会則第54条の2第2項第3号の規定に基づく経済産業大臣に対する懲戒の請求を受け、その手続が終了していないとき。

（3）受任会員が第11条第1項の決定をした日が含まれる月の前月までの会費を滞納し、未納分の支払いを完了していないとき。

#### （受任会員の紹介）

**第12条の3** 復興支援規則第6条第3項において被援助者に紹介する受任会員の候補者は、次のいずれかの会員とする。

（1）「研修受講料分割納付規則（会令第95号）」第2条第1項の弁理士業務に関する実務技能の習得を目的とした演習指導型研修会（略称「弁理士育成塾」、以下「弁理士育成塾」という。）の講師である会員、過去3年間に弁理士育成塾の講師であった会員又は弁理士育成塾の講師に就任予定の会員

（2）弁理士育成塾の修了から2年未満の修了会員（以下「修了会員」という。）

（3）修了会員の明細書作成の指導及び監督を行う会員であって会長により選任された者

2 支援センターは、被援助者に前項第2号の修了会員を紹介するときには、前項第1号又は前項第3号の会員（以下「サポート弁理士」という。）を共同の候補者として紹介しなければならない。

3 第1項に該当する会員であって、被受任者への紹介を希望する者は、支援センターの紹介希望者

のリストに登録を行わなければならない。

- 4 被援助者は、修了会員及びサポート弁理士を共同で受任会員に選任する場合には、出願時にサポート弁理士を筆頭代理人としなければならない。

#### **第13条 削除**

#### **第14条 削除**

#### **第15条 削除**

##### **(援助の取消し)**

**第16条** 本会は、以下のいずれかに該当するときは、援助を行うことを取り消すことができる。

- (1) 申請書の提出前に出願したことが判明したとき。
- (2) 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ったとき。
- (3) 第11条第1項の決定から1年を経過しても出願手続きが終わらないとき。
- (4) 援助を継続することが困難となったとき。
- (5) 当該復興支援期間の終了後、6ヶ月を経過したとき。
- (6) 申請書に記載されたものとは異なる発明等又は商標の出願手続きが行われたとき。
- (7) 第12条の2第1項により会長が受任会員の変更を求めたにもかかわらず、受任会員の変更がなされないとき。
- (8) 前6号に掲げるもののほか、会長が援助を行うことが適当でないと判断したとき。

##### **(援助の終結)**

**第17条** 執行役員会は、援助すべき事件の手続が終了したときは援助の終結決定をする。

- 2 前項の場合は、激甚災害に起因した被害の程度、事件の進行の程度及び終結に至った事情を勘案して負担の金額（第11条第1項の規定により決定された上限額の範囲内に限る。）を決定し、被援助者に対して通知しなければならない。

##### **(被援助者の義務)**

**第18条** 被援助者は、会長に対して次の事項を報告しなければならない。

- (1) 援助を受けた出願等の手続が行われた日
  - (2) 出願番号
  - (3) 出願の経緯
  - (4) 出願に対する最終処分
- 2 被援助者は、会長から求められたときはその都度、出願の状況、実施の状況等の報告をしなければならない。

##### **(援助の制限)**

**第19条** 同一人による援助の申請は、本会の同一会計年度内では2回を限度とする。ただし、特別の事情がある場合にセンター長が認めた場合は、この限りでない。

2 本会の同一会計年度での援助は、予算の範囲内で実行するものとする。

**附 則**

この規則は、平成24年5月25日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成24年5月30日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成26年8月20日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成27年6月8日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成28年6月29日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、令和3年5月29日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、令和6年9月18日から施行する。

(様式 1)

特許出願等支援申請書

年 月 日

日本弁理士会会長 殿

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を併記）、住所又は居所、電話番号及びメールアドレス
2. 申請者の住所と異なる場合の連絡先
3. 申請者の職業又は業務内容
4. 発明者等の住所及び氏名
5. 援助を受けようとする出願種類  
（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願）
6. 援助を受ける理由
  - (1) 指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実
  - (2) 激甚災害に起因した被害を受けた事実（ただし、特に被害が大きいことが明らかな地域に住所又は居所を有する者については除く。）
7. 推薦又は紹介を受けた指定機関及び当該指定機関の連絡先  
指定機関名  
連絡先
8. 公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無
9. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名
10. 発明又は考案が属する技術分野（※特許・実用新案登録出願のみ・該当する分野に☑）  
機械 電気 化学・材料 バイオテクノロジー 食品 建築・建設 環境・エネルギー  
コンピュータ・ソフトウェア 生活用品・雑貨・宝飾 その他（ ）
11. 添付書類の目録
  - (1) 「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動（以下、商標援助対象事業という。）」の実施計画書
  - (2) 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は個人の場合は世帯全部の住民票（ただし、激甚災害に起因して取得が困難である場合は除く。）
  - (3) 「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標」の内容の説明書

※1：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。

1. 本制度は、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、大きな効果が期待される「発明」、「考案」、「意匠」又は「事業活動に使用する商標」であって、まだ出願されていないものの出願を援助対象とします。
2. 本申請が不採用になった場合、日本弁理士会はその理由の開示はいたしません。
3. 審査には申請から概ね2～3ヶ月程度を要します。
4. 本事業は日本弁理士会の予算のみにより運営しており、国等の公的機関からの補助金は一切受け取っていません。

以上4点について理解しました。

※2：申請にあたり、以下の点をご確認の上、チェックを入れてください。

- 本申請者は、反社会的勢力ではありません。  
（以下については、法人の場合のみお答えください。）
- 当社は、他の法人に支配されていない法人です。（申請者以外の単独の法人が、株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していない法人であり、かつ、申請者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していない法人です。）

上記事項について宣言いたします。

[備考]

1. 「6. 援助を受ける理由」の欄には、指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実、及び激甚災害に起因した被害を受けた事実を簡潔に記載する

(記載例)

申請者である〇〇〇〇は、指定被災地域に含まれる〇〇県〇〇市に住所を有しており、東日本大震災により被災しました。

2. 「9. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名」の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合にのみ記載する。
3. 「11. 添付資料の目録」の欄に関して、(1)の実施計画書のうち「発明」、「考案」又は「意匠」(以下、発明等という。)については、「発明等の開発、試作、評価試験、製造(量産)及び販売等についての具体的な日程」、「発明等の具体的な販売方法」、並びに「発明等の開発、試作、評価試験及び製造の資金調達計画」等を少なくとも記載する。
4. 「11. 添付資料の目録」の欄に関して、(1)の実施計画書のうち「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動」については、「商標援助対象事業の具体的な活動内容及び日程」等を少なくとも記載する。なお、その商標援助対象事業が既に活動中である場合は、上記内容に加えて「活動実績」も記載する。
5. 「11. 添付書類の目録」の欄に関して、「(3)「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標」の内容の説明書」については、指定機関に相談した発明等の概要等を記載した書面であって指定機関から申請者に提供された書面の写しを添付することで、それらの記載を省略することができる。
6. 「11. 添付資料の目録」の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、登記事項証明書又は登記簿謄本(個人の場合は世帯全部の住民票)の提出を省略することができる。
7. 提供される個人情報は、申請の審査のためにのみ利用するものとする。